

別海町の河川環境の保全及び河川の健全利用に関する条例

概要版

平成 26 年 4 月 1 日施行

目的

別海町の河川環境の保全及び河川の健全利用について、町、町民、事業者等の責務を明らかにするとともに、将来にわたって町民が川と共生し、健康で潤いのある日常生活を営むことができる良好な環境の創造を図ることを目的としています

基本理念

- 河川環境の保全及び河川の健全利用は森と川と海のつながりを大切にし、自然と生活環境の調和を図りながら、潤いのある暮らしが営めるよう推進する
- 河川環境を保全するための施策は、将来にわたって良好な水質を保全し、豊かで快適な流域の環境を創造するものとする
- 河川環境を保全するための施策を進めるにあたっては、町民の参加、協力及び理解に基づいて行う

町の責務

- 河川環境の保全及び河川の健全利用のため、総合的な施策の実施に努める
- 環境学習等必要な施策を実施する

町民の責務

- 河川環境の保全及び河川の健全利用に努め、町が実施する施策に協力する

事業者・利用者の責務

- 事業やその他活動によって河川の環境を損なわないよう、自己の責任と負担において、必要な措置を講ずるとともに、町が実施する施策に協力する

※町、町民、事業者及び河川を利用する者は、河川環境の保全及び健全利用のため相互に協力する

条例の内容について

農薬等の適正使用について

町民は、農薬または化学肥料を使用するときは、これらを適正に使用し、河川の水質を汚染しないよう努めなければならない

土砂流出の防止について

河川流域の土地の所有者及び利用者は、土砂が河川に流出しないよう努めなければならない

事業用排水の処理について

事業者は、事業用排水を河川に排出しようとするときは、法令に定められた排出基準を遵守しなければならない

投棄の禁止について

何人も、みだりに廃棄物等を河川に投棄し、河川の浄化及び河川環境の保全を阻害してはならない

その他

- 生活排水の処理について
- 洗剤等の適正使用について
- 豊かな清流の保全について